愛玩動物看護師の制度化に伴う専門家会議の設置について(案)

令和4年9月

消費・安全局畜水産安全管理課

1 専門家会議の設置について

愛玩動物看護師の制度化に向けた検討は、動物看護職等の民間資格の統一化の動きに合わせて獣医事審議会で行われ、獣医師と動物看護職等との連携によるチーム獣医療提供体制の充実の必要性について、平成 22 年及び令和 2 年の獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針に盛り込まれた。

令和4年5月1日に愛玩動物看護師法が施行され、環境省とともに愛玩動物看護師法の制度化に伴う諸施策を実施していくことになることを踏まえ、本法の目的の一つである『愛玩動物に関する獣医療の普及及び向上』の部分については、引き続き獣医事審議会で審議を継続していただくこととする。

一方で、環境省が主体で検討する『愛玩動物の適正な飼養』の部分は、中央環境審議会で審議頂くこととなるが、環境省内の手続きが必要である。このため、当分の間は、両省が共同で諮問する専門家の会議で検討いただくこととするが、この議論や検討結果については、両省の審議会に引き継ぐこととする。

2 委員について

これまでの獣医事審議会、中央環境審議会等での愛玩動物看護師制度に 係る審議の継続性を確保し、愛玩動物看護師法の制度化に伴う諸施策の円 滑な実施を図るため、本会議の委員は、別紙のとおり、両審議会の委員の 中から任命し、必要に応じて外部の有識者を招へいすることとする。

(別紙)

愛玩動物看護師制度に関する専門科会議(仮称) 委員名簿(敬称略、五十音順)(案)

浅野 明子 高木國雄法律事務所弁護士

磯部 哲 慶応大学大学院法務研究科教授

佐伯 潤 一般社団法人日本小動物獣医師会副会長

長田 三紀 元全国地域婦人団体連絡協議会事務局長

西村。亮平 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

村中 志朗 公益社団法人日本獣医師会副会長